

令和元年度・県立津久井浜高等学校

不祥事ゼロプログラム検証結果

津久井浜高等学校長

津久井浜高等学校が、不祥事を根絶することを目的として作成した、不祥事ゼロプログラムの行動計画に係る検証結果は次のとおりです。

課 題	目 標	行動計画	検証結果	
(1) 法令遵守意識の向上	公務員としての自覚を新たにし、公務外非行の防止及び職員行動指針の周知・徹底を図る。	年度当初に、「職員行動指針」等をもとに、所属職員を対象にした不祥事防止会議を実施する	「職員行動指針」を配付し、事故防止会議を実施した。	○
		各グループ・教科・学年等の打ち合わせを通して意識の向上を図る。	すべての業務の場面で事故防止の意識が高まるよう注意喚起を行った。	○
(2) わいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつセクハラ行為に対する意識を高め、わいせつ・セクハラ行為の徹底防止に努める。	啓発資料等を活用した不祥事防止会議を実施し、人権意識の醸成を図る。	6月に啓発資料を用い事故防止会議を行った。	○
		教科準備室等の目隠しになってしまうものを撤廃し、密室状態を作らない。また、生徒指導は複数で、もしくは他教員の目の届く場所で行うことを再確認する。	定期的に管理職が巡回し、適正な状況が守られているか確認した。	○
(3) 体罰・不適切な指導の防止	生徒の人権擁護を最大目的とし、これにもとづいてすべての教育活動を実施し体罰ゼロを堅持する。	体罰防止ガイドラインの周知・徹底を図り、指導に対する疑問や不安を迅速に発見し対処する。	啓発資料やガイドラインを用い事故防止会議を行い意識を高めた。	○
		個別支援情報交換会やケース会議を充実させ、支援すべき生徒のための適切できめ細かな指導を実施する。また、生徒の人権相談窓口をより充実させる。	毎月の職員会議で個別支援情報交換会を行い、情報共有を図った。またポスター等により人権相談窓口を周知した	○
		教科準備室等の目隠しになってしまうものを撤廃し、密室状態を作らない。また、生徒指導は複数で、若しくは他教員の目の届く場所で行うことを再確認する。	定期的に管理職が巡回し、適正な状況が守られているか確認した。	○

(4) 調査書・通知表等の作成、成績処理に係る事故防止	調査書や通知票の作成及び成績処理に係るミス未然に防止する。	その都度成績処理点検マニュアルや調査書作成マニュアルを確認し、手順に則った処理を徹底しミスを根絶する。	担当グループと連携してマニュアル等の作成をし内容を周知した。	○
		全職員を対象にした不祥事防止会議を実施する。	啓発資料を用い事故防止会議を行った。	○
(5) 進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	推薦書や調査書等の発行及び取扱い、また推薦手順についての事故を未然に防止する。	令和元年7月・12月・令和2年3月にマニュアルを再確認し、卒業学年の学年団に対し調査書や推薦書の作成及び提出手順等について不祥事防止会議を実施する。	担当グループと連携してマニュアル等の作成をし内容を周知した。3学年の会議にて事故防止の投げかけを行い意識を高めた。	○
		推薦入試の条件を確認する際に複数の目で行い、疑問点はそのままにしないでしかるべき部署に問い合わせる等の処置を行う。	グループ、管理職、会議の場面で複数回点検をして、条件等の確認を確実に行った。	○
(6) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策	個人情報保護についての意識と技術を高め、個人情報流出を未然に防止する。	年度当初に「携帯電話等への個人情報の登録についてのガイドライン」の遵守を徹底するための不祥事防止会議を実施する。	個人情報持ち出し許可願等徹底や生徒の携帯電話番号の取り扱いについて個人でチェックを行い周知した。	○
		「情報セキュリティ」に関する不祥事防止会議を実施する。	今日の標語で複数回注意喚起を行った。	○
		定期試験の持ち出しは原則として許可しないこと、許可願の様式が変更されたこと、持ち出しには指定の鞆が必要なこと等を周知するための不祥事防止会議を実施する。	個人情報持ち出し許可願等徹底や持ち出すためのカバンを実際に見せて確実に周知を行った。	○
		情報の収集から返却・廃棄までの管理体制を厳格にし、確実に処理がなされるように細心の注意を払う。	机上の整理を含めて個人情報の取り扱いについて、常に注意喚起を行った	○
(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運	交通事故、酒酔い、酒気帯び運転発生を未然に防止す	過去の事例等を提示し、事故を自分のこととして捉えることができる不祥事防止会議を実施する。	飲酒運転等のその後の教員の身分はく奪等について解説し当事者意識を高めた。	○

転防止、交通法規の遵守	る。	交通規則の遵守を日常的に呼びかけ、酒酔い運転等撲滅への啓発を継続する。	交通安全と飲酒運転防止について定期的に注意喚起を行った	
(8) 業務執行体制の確保	情報を共有し、相互にチェックする体制を整え、協力して業務を執行する体制を確立する。	起案文書の鑑にグループ員・関係職員の項目を設け複数体制で業務を行うことを徹底させる。	行動計画通りに行いグループリーダーがチェックできるよう指導した。	○
		各グループ業務の一斉点検を実施し、より効率的な業務執行体制を確立させる。	グループリーダーに業務の進行管理を通じて点検作業も意識するよう呼びかけた	△
		文書を廃棄する際には必ず1枚ずつ確認することを励行し、重要文書の滅失を防ぐ。また、必要に応じシュレッダー等の使用を規制する。	シュレッダーの取り扱いについては定期試験時の使用禁止などを含め常に注意喚起を行った。	○
(9) 会計事務の適正執行	私費等の会計事務の執行を適正に行い、事故の発生を防止する。	年度当初に私費会計担当者を対象とした私費会計執行手順についての研修会を実施する。また、全職員に対しても同様に行う。	会計マニュアルを作成し、会計担当者を集めて研修会を行い正確な会計業務を周知した。	○
		会計のマニュアルを刷新し、だれもがわかりやすいシステムを構築する。	見やすくわかりやすいマニュアルを作成した。	○
		月ごとの出納簿をチェックするように体制を整え、たとえミスがあっても早期発見し善後策を講じることができるようにし、同じ過ちを繰り返さない。	出納簿はひと月ごとに締めて、管理職がチェックできる様式を整備した。	○
(10) 入学者選抜に係る事故防止	入学者選抜業務に係る事故の徹底防止	令和元年12月、令和2年1月に全職員を対象とした研修会を実施し、マニュアルの確認と事故の徹底防止を図る。	行動計画通りを実施し、無事故で入選業務を終えた。	○
		入学者選抜に係る通知について、周知の必要があるものはすぐに職員に連絡を行う。	行動計画通りを実施した。	○

<p>(11) その他日常 の注意喚起 による不祥 事防止</p>	<p>毎朝の職員打合せにおいて、今日の標語として管理職から「不祥事防止」についての注意喚起を行い、意識啓発を行う。また、不祥事例等の情報は随時紹介し、意識向上を図る。職員の体験談などを紹介しあい、事故不祥事防止を自分のこととしてとらえられるようにする。</p>	<p>毎日の標語、県からの通知、啓発資料などを活用し機会あるごとに職員に伝達した。また、当事者意識を持つことの重要性を呼び掛けた。</p>	<p>○</p>
---	--	---	----------